解散公告

当社は平成二十四年十二月十九日開催の株主総会の決議により十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

香川県高松市朝日町一丁目三番二三号

四国ドックエンジニアリング株式会社

清算人　松本　悦二

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

愛媛県四国中央市上分町五一三番地の二八

有限会社丸茶石川商店

清算人　石川　文裕

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

福岡市博多区博多駅前二丁目二番一号

合同会社もも浜インベストメント

清算人　須貝　信

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

熊本市北区清水新地三丁目三番二〇号

株式会社すぎのフーズ

代表清算人　平川　英二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに宮城県知事の認可により、平成二十四年十一月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入六五―五

医療法人社団養信会

清算人　髙橋　寿

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十二月十九日金沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

石川県金沢市三池栄町二四九番地

金沢市三池高柳土地区画整理組合

代表清算人　池林　一英

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年十二月三十一日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

京都市左京区吉田本町官有地京都大学内

財団法人岩井奨学資金

清算人　松本　紘

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

島根県松江市殿町八番地三

財団法人島根県市町村職員福祉厚生会

清算人　升田　優

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十一月二十八日付東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

東京都杉並区井草四丁目八番八号

社会福祉法人恵

清算人　八十島歌子

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十四年十二月十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

愛知県名古屋市中区大須一丁目二二番二六号

愛知県家具厚生年金基金

代表清算人　加藤　政義

解散公告（第三回）

当土地改良区は、昭和四十七年三月二十日開催の通常総会の決議により、昭和四十七年十一月二十一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

千葉県袖ケ浦市横田三九七八番地

君津郡平川町横田西部土地改良区

代表清算人　葛田　充利

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

東京都多摩市桜ケ丘二丁目四二番地の一

医療法人社団慈公会

清算人　濵田フミ子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

静岡県菊川市倉沢一一二一番地の一

社団法人上倉沢報徳社

清算人　堀　幹夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十四年十二月五日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

静岡県御殿場市仁杉二五五番地の二

清算法人御殿場かがやき土地改良区

清算人代表　勝又　洋逸

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年八月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

三重県桑名市多度町多度一五九四番地

宗教法人日霊会

清算人　福田　浩三

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十一月三十日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

大阪市住吉区苅田三丁目二番二四号苅田北

福祉会館内

財団法人苅田つくし会

清算人　仲本　房司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月六日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

兵庫県伊丹市中央二丁目一番一七号

医療法人社団佐藤小児科

清算人　佐藤　義典